

不当判決を糾弾する ただちに加藤さんを職場にもどせ

21日、名古屋地裁は加藤誠二組合員に対して「懲役6月・執行猶予2年」を、不当にも判決した。われわれJR東海労全組合員は全身から湧き出る怒りで抗議し、糾弾する。

この裁判は会社と警察・県警公安3課が、加藤組合員が会社文書を「窃取」したとデッチ上げた加藤組合員・JR東海労に対する不当な組織破壊攻撃だ。こんなでたらめなデッチ上げと判決は許されない。

そもそも会社が窃取されたという「会社文書」は、匿名でJR東海労本部に郵送されたもので、会社の異常な労務管理を憂う人からの内部告発として届けられたのだ。

起訴時の検察の起訴理由は「管理者専用書庫から、会社資料を持ち出しコピーして用紙31枚を窃取した。これはJR東海労の組織的行為だ」というものだった。しかし3月5日の第7回公判の論告求刑で検察は、「窃盗行為は管理者専用書庫から本件文書を持ち出した行為ではなく、複写した文書の持ち出し行為である」と、全く一貫性のない無責任な論告理由で論点をずらさざるを得なかったのだ。論点ずらしの理由は、明らかにデッチ上げであるからに他ならない。

この事だけでもそのデッチ上げ性が満天下になっていたのだ。にもかかわらず、論告をも上回る推論による判決の意味するものと、狙いは明らかにJR総連、JR東労組破壊攻撃と連動した加藤組合員・JR東海労破壊を狙った政治的な判決だ、と断言する。

不当判決を許さず 無罪確定まで闘う！